

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和元年度)

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
津地方法務局	津市一志町其倉
同	津市安濃町中川
四日市支局	四日市市中納屋町
桑名支局	いなべ市員弁町北金井
熊野支局	熊野市波田須町
同	熊野市育生町長井
同	南牟婁郡紀宝町井田
鈴鹿出張所	鈴鹿市磯山二丁目